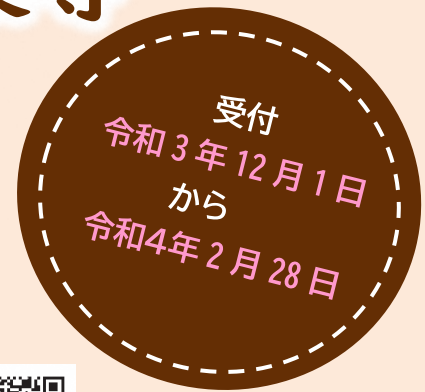


令和
3
年度

守口市ものづくり企業等

経営持続助成金



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、3密になりやすい作業スペース、倉庫等で事業従事している市内製造業者及び卸売業者に対して、事業所等の新しい生活様式への対応や営業に係るPCR検査及び抗原検査の実施等の感染予防対策を支援し、持続可能な経営を推進することを目的とする守口市ものづくり企業等経営持続助成金を交付します。



給付対象者

- 申請日時点において、守口市内で営業の実態がある事業者(法人・個人)
 - 主たる事業として製造業、卸売業のいずれかを営んでいること
 - 事業者による業種別ガイドラインの遵守徹底に資する事業を実施し、又は実施予定であること
- 例 体調管理等→非接触体温計
作業スペース、倉庫等の換気→CO2 モニター
定期的な消毒→アルコール消毒液

交付額(1事業所当たり)

- 製造業
従業員数 20人以下 助成金額 10万円
従業員数 20人超 助成金額 20万円
 - 卸売業
従業員数 5人以下 助成金額 10万円
従業員数 5人超 助成金額 20万円
- ※上記は1事業所当たりの従業員数です。

申請必要書類

- 1 守口市ものづくり企業等経営持続助成金申請書
- 2 直近の確定申告書の写し
(ない場合は、履歴事項全部証明書又は開業届)
- 3 主たる事業として製造業、卸売業を営むことを証する書類(※1)
- 4 建物の登記事項証明書又は建物の賃貸借契約書の写し(※1)
- 5 従業員数が確認できる書類(※1、※2)
- 6 本人確認書類
- 7 口座情報が確認できる書類

(※1)確定申告書で確認できる場合は、不要
(※2)交付額が20万円の事業所に限る

申請方法

- 下記宛先までご郵送ください。
〒570-8666
守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市役所 市民生活部 地域振興課
※封筒に「ものづくり企業等経営持続助成金申請書
在中」とご記載ください。

お問合せ先

ものづくり企業等経営持続助成金コールセンター
【開庁時間】午前9時から午後5時30分まで
(土曜日・日曜日、祝日を除く)
【電話番号】06-6997-6430